

土地改良法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成21年2月17日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第6号

土地改良法施行細則の一部を改正する規則

土地改良法施行細則（昭和56年香川県規則第60号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(清算人の届出)</p> <p>第8条 法第68条第4項において準用する法第18条第16項の規定による届出は、清算人就任（退任・変更）届（第7号様式）により、2週間以内に所長に提出しなければならない。</p>	<p>(清算人の届出)</p> <p>第8条 法第68条第2項において準用する法第18条第16項の規定による届出は、清算人就任（退任・変更）届（第7号様式）により、2週間以内に所長に提出しなければならない。</p>

第7号様式（第8条関係）

清算人 就任（退任・変更）届

年 月 日

香川県 事務所長 殿

所在地

清算法人名

代表者氏名 ㊦

清算人が就任（退任・変更）したので、土地改良法第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

清算人の氏名	住 所	就任（退任・変更）年月日	備 考

（注） 備考欄には、理事以外のものを選任した場合にはその旨、退任の場合にはその退任の事由を記載すること。

第7号様式（第8条関係）

清算人 就任（退任・変更）届

年 月 日

香川県 事務所長 殿

所在地

清算法人名

代表者氏名 ㊦

清算人が就任（退任・変更）したので、土地改良法第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

清算人の氏名	住 所	就任（退任・変更）年月日	備 考

（注） 備考欄には、理事以外のものを選任した場合にはその旨、退任の場合にはその退任の事由を記載すること。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の第7号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。